第4回 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会

2025(令和7)年10月17日(金) 午後3時30分から午後4時30分 さくらリサイクルセンター 大会議室



1. 開会

2. 議事

- (1) 基本構想検討委員会の進捗状況報告について(P.3~P.9、概要版)
 - ・第5回基本構想検討委員会(令和7年9月22日開催)
- (2) ごみ処理広域化基本構想(中間案)に対する パブリックコメントについて(P.10、中間案)
- (3) 適地選定委員会の設置について (P.11~ P.12)

3. その他 (P.13)



第5回基本構想検討委員会

(令和7年9月22日開催)

検討委員会の流れについて

検討委員会の流れについて



最終とりまとめ



第5回検討委員会

テーマ

広域化の検討と整理 基本構想(中間案)のまとめ

目的

パブリックコメント資料の基 本構想(中間案)の確認

- ・広域化メニューの比較検討(定性評価)
- ・パブリックコメント実施方法
- ・基本構想(案)、概要(案)の確認



中間案の確認

第6回検討委員会

テーマ 基本構想のまとめ

目 的 パブリックコメント意見 対応について

- ・パブリックコメント意見まとめ
- ・パブリックコメント意見対応
- ・基本構想、概要の確認



答申の確認

比較検討

第4回検討委員会

- ・アンケート結果及び広域化 メニューの評価方法(定量 評価)
- ・広域化メニューの比較検討 (定量評価)
- ・広域化メニューの評価方法 (定性評価)
- ・処理方式の検討



広域化メニューごとの

- ・定量評価の実施
- ・定性評価の方法を検討



第5回検討委員会の意見を踏まえて、定性評価の視点を以下のとおりとしました。

定性的な比較評価項目

項目	評価の視点		
理控名类人の刑害	収集運搬車による用地周辺に対する影響(騒音、振動、交通量等)		
環境負荷への配慮	施設が用地周辺に及ぼす環境負荷(排出ガス等)		
生まりはまた	事業活動の誘致による地域の活性化の期待		
地域の活性化	余熱利用の地域還元(発電、温水供給等)		
	安定的な運営体制の確保		
運営体制継続性	廃業リスク		
	ごみ量への柔軟な対応		
施設に対する	公共の適切な関与による住民の安心感		
公共の関与	災害発生時の臨機応変な対応		
用地確保に係る 住民理解	用地確保に係る住民理解		
その他	税収の増加		

定性評価の考え方

※評価項目は、環境省公告の広域化・集約化に係る手引き及び通知等を基に設定

- ①客観的な要素による評価とする。
- ②住民目線での評価とする。
- ③一般的に考えられる留意点や特徴を挙げる。
- ④民間事業の個別具体的な内容による評価は行わない。



■定性評価

P.5で設定した定性的な比較評価項目に基づき、第5回検討委員会で比較検討した結果は以下のとおりです。

事業方式	組合設立	民間活用			
評価項目	公設公営(運転委託)·公設民営(DBO)	公民連携	外部委託		
	・他の方式と比べ、収集運搬車が施設に出 入りする台数が最も少なく、用地周辺に対 する影響(騒音、振動等)が最も小さいと想 定される。	・産業廃棄物の収集運搬車も走行するため、 施設に出入りする車両台数が増大し、用地 周辺に対する影響が最も大きい。	・中継施設への運搬後に民間のごみ焼却施設までの運搬業務が必要となるため、施設に出入りする収集運搬車の台数が増加し、中継施設の用地周辺への影響が大きい。		
1 1 1 1	・焼却施設から発生する排出ガス等による 用地周辺への環境負荷は想定されるが、 法令等に基づき公共が定める環境保全目 標を満たす施設となる。	・焼却施設では一般廃棄物に加え産業廃棄物の処理が想定されるため、組合設立の方式と比べ、発生する排出ガス等の量は多くなるが、法令等に基づく公害防止基準を満たす施設となる。	・焼却施設の建設をしないため、他の方式 と比べ、排出ガス等の新たな用地周辺への 環境負荷の発生が少ない。		
	・新たに施設を建設し、運営を行うことにより地域での雇用の可能性が広がり、地域の活性化が期待される。	・一般廃棄物に加え、産業廃棄物も処理する大規模な施設となり、組合設立の方式と 比べ施設に関連する人が増加し、地域内消費や地域での雇用が期待される。	・全国各地から廃棄物処理を受託する大規 模な民間の事業者が圏域内に存在するた め、既に地域での雇用が創出されている。		
地域の活性化	・焼却施設を建設するため、余熱利用(発電、 温浴施設への熱供給等)の計画によっては 地域への還元が可能。	・事業者との協定の内容によるが、大規模な焼却施設を建設するため、余熱利用(発電、温浴施設への熱供給等)でより多くのエネルギーを地域へ還元できる可能性がある。ただし、民間事業者の運営となるため、エネルギー利用には費用が発生する。	・新たな建設及び運営は中継施設とリサイクル施設のみとなるため、余熱利用(発電、温浴施設への熱供給等)による地域への還元ができない。		
地域の活性化		電、温浴施設への熱供給等)でより多くの エネルギーを地域へ還元できる可能性が ある。ただし、民間事業者の運営となるた	温浴施設への熱供給等)による地域への		



事業方式	組合設立	定されるため、安定的な運営体制の継続は可能と考えられる。 ・民間事業者が所有する施設となるため、組合設立の方式と比べ、民間事業者が廃業すると、安定したごみ処理の継続に影響する可能性がある。 ・施設は民間事業者の所有であるため施設の大規模修繕等については、全て民間事業者の所有であるため全て民間事業			
評価項目	公設公営(運転委託)·公設民営(DBO)	公民連携	外部委託		
運営体制継続性	・長期的な契約が想定されるため、安定的 な運営体制の継続が可能。	・事業者との協定により長期的な契約が想 定されるため、安定的な運営体制の継続 は可能と考えられる。	果により、単年度が推奨されていることか ら、長期間継続的に受け入れ可能か保証さ		
	・公共の施設となるため、他の方式と比べ、 民間事業者が廃業しても安定したごみ処 理の継続に影響する可能性は低い。	・民間事業者が所有する施設となるため、 組合設立の方式と比べ、民間事業者が廃 業すると、安定したごみ処理の継続に影響 する可能性がある。	となるため、組合設立の方式と比べ、民間 事業者が廃業すると安定したごみ処理の		
	・4市町村で施設を運営するため、施設の大規模修繕等は全て4市町村の負担で実施する必要がある。	・施設は民間事業者の所有であるため施設 の大規模修繕等については、全て民間事 業者の負担で実施となる。			
	・人口減少に伴い可燃ごみの量が減少する 場合、施設規模に対して処理量が不足し、 処理の効率が落ちる可能性がある。	・可燃ごみの処理は人口減少に伴いごみ量が減少したとしても、産業廃棄物処理量を増加させる等の柔軟な対応により、効率的な処理が可能。	・可燃ごみの処理は人口減少に伴いごみ量 が減少したとしても、廃棄物の処理量を増 加させる等の柔軟な対応により、効率的な 処理が可能。		
施設に対する 公共の関与	・施設の運営委託を行うが、公共事業として 行政職員が運転状況に関与するため、他の 方式と比べ住民の安心感が確保できる。	・民間事業者が所有する施設となるため、 事業者との協定時に、公共が施設の運転状 況に関与する体制について、十分協議し、 定めておく必要がある。	・可燃ごみの処理は、民間事業者が所有す る既存施設を活用するため、公共が運転状 況に関与することが、他の方式と比べ難し い。		
	・事業主体が公共であり、災害発生時に行 政職員が施設運営に関与することが可能 であるため、他の方式と比べ迅速な意思決 定等を行うことができ、臨機応変な対応が 可能である。	・事業主体が公共でないことから、災害発生時に行政職員が施設運営に関与することが難しいものの、迅速な意思決定等、臨機応変な対応には災害時の連携協定で対応が見込める。	・可燃ごみの処理は事業主体が公共でない ことから、災害発生時に行政職員が施設運 営に関与することが難しいものの、迅速な 意思決定等、臨機応変な対応には災害時 の連携協定で対応が見込める。		



事業方式	組合設立	民間活用		
評価項目	公設公営(運転委託)·公設民営(DBO)	公民連携	外部委託	
用地確保に係る 住民理解	・一般廃棄物のみを処理対象とするが、廃 棄物処理施設の用地確保において、住民 理解を得ることは容易ではない。	・廃棄物処理施設の用地確保において、住 民理解を得るのは容易ではないのに加え、 一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も受け 入れることについて住民理解を得る必要 がある。	・新たな建設は中継施設とリサイクル施設 のみとなるが、廃棄物処理施設の用地確保 において、住民理解を得ることは容易では ない。	
その他	・ごみ処理事業として、公共が事業を実施するため、それに係る固定資産税等の税収入の増加は見込まれない。	・ごみ処理事業として、民間が事業を実施するため、それに係る固定資産税等の税収入の増加が見込まれる。	・可燃ごみの既存民間処理事業者への処理 委託以外のごみ処理事業は、公共が事業 を実施するため、それに係る固定資産税等 の税収入の増加は見込まれない。	

基本構想及び概要版の中間案の確認



基本構想及び概要版の中間案は別冊資料のとおりです。

基本構想の重点を抽出した概要版を用いて、内容確認を行いました。

なお、基本構想中間案から抽出した重点項目は以下のとおりです。

	- 60人 全作情心中间未分 7回回した主流気口は外上のこの アミッ			
基本構想中間案の重点項目		主な内容	概要版該当 ページ	
1	はじめに	・基本構想の策定に至った経緯	P. 1	
2	基礎調査	・基本構想とは ・基本構想の位置付け、考え方、計画期間の整理	P. 1∼P. 2	
3	ごみ処理システムの現状と課題	・広域化を検討する上での課題の整理	P. 2	
4	広域化に向けた現状分析	・基本構想上のごみ分別区分案の設定	P. 2∼P. 3	
5	将来予測	・将来の各施設の中間処理量を設定	P. 4	
6	ごみ焼却施設、リサイクル施設の広 域化メニューの検討	・アンケート結果等を基に広域化メニューを定量面と 定性面の両視点から評価 ・収集運搬費	P. 4~P. 9	
7	広域化の検討と整理	・施設規模の設定 ・処理方式の抽出 ・環境保全目 標の設定 ・実施スケジュール ・財政計画 ・費 用負担方法	P. 9∼P. 13	
8	その他の留意事項	・その他の留意事項の整理	P. 14	
9	用語集	・用語の整理	P. 15~P. 18	

2. (2) ごみ処理広域化基本構想(中間案)に対するパブリックコメントについて



基本構想検討委員会(附属機関)から基本構想(中間案)の提出及びパブリックコメントの依頼がありました。 なお、パブリックコメントに関連するスケジュール(案)は以下を想定しています。

■スケジュール

日 程	内容
令和7年10月17日	第4回検討協議会で以下について確認 ・基本構想及び概要版の中間案 ・ごみ処理広域化基本構想(中間案)に対するパブリックコメントについて
令和7年10月24日	・基本構想及び概要版の中間案の公表 ・パブリックコメント(意見の募集)を開始
令和7年11月25日	・パブリックコメント(意見の募集)の締切
令和8年1月15日	・第6回検討委員会(最終) ・パブリックコメントの意見対応 ・答申内容の検討
令和8年1月下旬以降	・基本構想及び概要版を構成市町村長に答申

■実施方法

閲 覧 場 所:各市町村HPで公表

各市町村役場、支所、市民センター、関係部署等に冊子を用意

閲 覧 時 間:各市町村HPは24時間

:各市町村役場、支所、市民センター、関係部署等は業務受付時間内

意見提出方法:メール、書面、ウェブフォームにて担当課へ提出

2. (3)適地選定委員会の設置について



8月12日開催 第3回ごみ処理広域化検討協議会

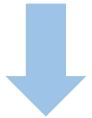
候補地検討部会(2回開催)

第1回 候補地抽出に係る詳細条件の整理

- ①最低限クリアすべき条件
 - ・4市町村から可能な限り均等な距離である
 - ・交通のアクセスが極端に悪くない

- ・住宅密集地や学校、病院等の周辺ではない
- ・既存施設の地域を除く
- ・特に許可・解除等に時間がかかる法規制のある地域を除く
- ②充足していることが望ましい条件
 - ・面積は20,000㎡以上
 - ・大幅な造成を見込まなくても良い

- ・地権者が極力少ない
- ・電気、水道が整備できている



①②の条件を踏まえて4市町村それぞれから候補地を抽出

第2回 候補地の整理



部会で抽出した候補地について評価する 適地選定委員会を共同設置する (9月議会に設置条例・補正予算提出)

2. (3)適地選定委員会の設置について



■設置に至る経緯(共同設置にかかる議決状況)

令和7年9月11日 笠置町議会、南山城村議会で共同設置に関する議案を議決

令和7年9月30日 伊賀市議会、名張市議会で共同設置に関する議案を議決

令和7年10月1日 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を 共同設置

補正予算(コンサル委託費等)についても可決となり、速やかにコンサルティング業者を選定し、部会で整理した候補地について、専門的知見を踏まえた評価基準等の事務局案を作成予定。

■ 今後のスケジュール(案)

令和7年11月 第1回伊賀市名張市、笠置町、及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会 【内容】

- ・諮問内容の確認
- ・候補地の評価基準の検討

令和8年2月 第2回伊賀市名張市、笠置町、及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会 【内容】

- ・候補地の比較検討
- ・答申案の確認
- ※適地選定委員会は非公開でおこないます。

3. その他 - 今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて



 項	令和7年度					
目	10月	11月	12 月	1月	2月	3 月
検討協議会	第4回協議会	パブリックコメントの 実施(予定)		第5回協議会 (1月下旬以降予定)	第6回協議会(予定)	
	【主な内容】 ・基本構想検討委員会の進捗 状況報告について ・ごみ処理広域化基本構想 (中間案)に対するパブリック コメントについて ・適地選定委員会の設置について			【主な内容】 ・基本構想答申	【主な内容】 ・ごみ処理広域化の基本合意 について	
検討委員会				第6回委員会 (1月中旬予定)		
				【主な内容】 ・パブリックコメント意見対応 について ・答申内容の検討		
適地選定委員会候補地検討部会・		第1回適地選定委員会(予定)			第2回適地選定委員会(予定)	
		【主な内容】 ・諮問内容の確認 ・候補地の評価基準 について			【主な内容】 ・候補地の比較検討 ・答申案の確認	